

幼稚園副食費（おかず代） 補助事業



概要

令和元年から始まった「幼児教育・保育の無償化」において、
以下に該当する方は、副食費（おかず代）についても補助が受けられます。

対象者（ または に該当する方）

保護者の令和7年度市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯
父母合算額での算定となります。
保護者の市民税が未申告の場合、副食費補助の決定は行えません。
父母ともに非課税の場合は、同居の祖父母の所得割額を確認します。

児童が第3子以降の世帯

小学校3年生までの兄弟を第1子としてカウントします。



（対象外の例：兄小学校4年生、姉小学校2年生（第1子）、幼稚園児童（第2子））

補助額

上限4,900円（月額）を補助します。

園に支払った副食費が上限額を下回った場合は、実際に支払った金額が補助
額となります。
主食費（お米・麺・パンなど）は対象外です。

申請手続き

厚木市こども育成課で補助対象者を判定し、補助対象者のみ通知します。
補助対象者には、対象者通知と併せて補助金申請書兼請求書を送付します。
補助金の交付は、令和7年11月下旬（4月～9月分）、令和8年5月下旬
（10月～3月分）を予定しています。

年度の途中で退園する方・市外に転出する方は、事前にご連絡ください。